

改正案	現行
<p>（業務に関する帳簿の作成等）</p> <p>第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第五号に規定する者であつて、法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。</p> <p>一 窓口販売業務（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（以下「国債証券等」という。）に係る法第二条第八項第一号及び第六号に掲げる行為を行う業務並びに法第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券（以下「受益証券等」という。）に係る法第二条第八項第六号及び令第十七条の三に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、国債証券等に係る同項第一号に掲げる行為を行う業務については、国債証券等の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け及び登録金融機関の募集の取扱い又は売付けにより国債証券等を購入した者が継続して所有している当該国債証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務に限るものとし、登録金融機関が募集の取扱いを行った受益証券等に係る令第十七条の三第一号に掲げる行為を行う業務については、登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等を購入した者が継続して所有し</p>	<p>（業務に関する帳簿の作成等）</p> <p>第四十六条 登録金融機関（令第一条の九第五号に規定する者であつて、法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第一号の行為のみを行う者を除く。）は次の各号に掲げる業務について当該各号に定める帳簿を作成し、保存しなければならない。</p> <p>一 窓口販売業務（法第六十五条第二項第一号及び第四号に掲げる有価証券に係る法第二条第八項第一号及び第六号に掲げる行為を行う業務をいう。ただし、同項第一号に掲げる行為を行う業務については、国債証券等（法第六十五条第二項第一号に規定する国債証券等をいう。以下同じ。）の公募入札による発行に伴う買付け又は売付け及び登録金融機関の募集の取扱い又は売付けにより国債証券等を購入した者が継続して所有している国債証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務並びに登録金融機関の募集の取扱いにより受益証券等（同項第四号に掲げる有価証券をいう。以下同じ。）を購入した者が継続して所有している受益証券等を当該登録金融機関が当該購入者から買い取る業務に限る。） 別表第九及び別表第十六に定める帳簿</p>

ている当該受益証券等を当該登録金融機関が当該購入した者から  
 買い取る業務及び当該購入した者が継続して所有している当該受  
 益証券等の売付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（以下この号にお  
 いて「取次ぎ等」という。）又は売付けの委託の取次ぎ等を行う  
 業務に限り、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十  
 二年政令第四百八十号）第八条第二号に掲げる証券投資信託及び  
 これに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律  
 第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下同じ。）  
 の受益証券に係る令第十七条の三第二号に掲げる行為を行う業務  
 については、登録金融機関の委託の取次ぎ等により当該受益証券  
 を買付けた者が継続して所有している当該受益証券の売付けの委  
 託の取次ぎ等を行う業務に限るものとする。） 別表第九及び別  
 表第十六に定める帳簿  
 二丁五（略）

別表第九（第四十六条第一項第一号関係）

帳簿の種類	記載内容	記載要領等
一 顧客から 国債証券等 及び受益証 券等の購入 、売却の申	一 受益証券 等に係る法 第二条第八 項第二号及 び第三号に	一 原則として受注時に作成する こと。ただし、一定の取引のも の及びコンピューターへの直接 入力により作成を行っている場 合については、受注時に作成し

別表第九（第四十六条第一項第一号関係）

帳簿の種類	記載内容	記載要領等
一 顧客から 国債証券等 及び受益証 券等の購入 、売却の申	顧客名、銘柄 額面、受注 年月日、約定 年月日、単価 受渡年月日	一 原則として受注時に作成する こと。

入れを受け  
た際にその  
内容を記載  
する書類

掲げる行為  
を行う業務  
については  
委託注文  
である旨、  
顧客名、銘  
柄、売り又  
は買いの別  
、受注数量  
、約定数量  
、指値又は  
成行の別、  
取引の種類  
、受注日時  
、約定日時  
、約定価格  
、前号以外  
の業務につ  
いては、顧  
客名、銘柄  
、数量又は  
額面、受注  
年月日、約

ないこともできる。

二 日付順につきり込んで保存す  
ることを要する。

三 買取りの場合は、受注日時、  
約定日時を記載する。

四 同一日において価格が変動し  
ない受益証券等に係るものにつ  
いては顧客名、ファンド名、募  
集・売り又は解約の別、数量、  
受注日、約定日を記載すれば足  
りる。

五 コンピューターへの直接入力  
により書類の作成を行う場合は  
一覧表形式で当該書類を作成で  
きるものとする。

六 約定されなかつたものについ  
ても本書類として保存するもの  
とする。

入れを受け  
た際にその  
内容を記載  
する書類

(新設)

二 買取りの場合は、受注日時、  
約定日時を記載する。

三 同一日において価格が変動し  
ない受益証券等に係るものにつ  
いては顧客名、ファンド名、募  
集・売り又は解約の別、数量、  
受注日、約定日を記載すれば足  
りる。

(新設)

(新設)

	<p>定年月日、 単価、受渡 年月日</p>	<p>一 取引報告書（控）と兼用も可能。</p> <p>二 委託売買は、市場内取引（取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における取引をいう。以下同じ。）について売付け及び買付け、市場内以外の取引における売付け及び買付けに区分して記載する。</p> <p>三 市場内取引については市場別に記載する。</p> <p>四 受渡年月日欄は、実際に受渡しを行った年月日を記載するものとする。ただし、取引所有価証券市場における取引のうち普通取引に係るものについては記載を要しない。</p> <p>五 相手方名欄は、取引所有価証券市場における取引に係るもの</p>
<p>二 募集、売付け、買取りの状況を日付、銘柄別に記載した一覽性ある書類</p>	<p>一 受益証券等に係る法第二十条第八項第二号及び第三号に掲げる行為を行う業務については、約定年月日、委託者名、銘柄、数量、単価、金額、受渡年月日、相手方名</p> <p>二 前号以外の業務については、顧客名、銘柄</p>	<p>一 取引報告書（控）と兼用も可能。</p> <p>二 委託売買は、市場内取引（取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場における取引をいう。以下同じ。）について売付け及び買付け、市場内以外の取引における売付け及び買付けに区分して記載する。</p> <p>三 市場内取引については市場別に記載する。</p> <p>四 受渡年月日欄は、実際に受渡しを行った年月日を記載するものとする。ただし、取引所有価証券市場における取引のうち普通取引に係るものについては記載を要しない。</p> <p>五 相手方名欄は、取引所有価証券市場における取引に係るもの</p>
	<p>顧客名、銘柄 額面、約定年月日、単価 受渡年月日 受渡金額 長期利付 国債（期間十年のものを除く。）及び中期利付国債に</p>	<p>一 取引報告書（控）と兼用も可能。</p> <p>（新設）</p>
<p>二 募集、売付け、買取りの状況を日付、銘柄別に記載した一覽性ある書類</p>	<p>顧客名、銘柄 額面、約定年月日、単価 受渡年月日 受渡金額 長期利付 国債（期間十年のものを除く。）及び中期利付国債に</p>	<p>一 取引報告書（控）と兼用も可能。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

三 長期利付	
銘柄、買付単	<p>数量又は 額面、約定 年月日、単 価、受渡年 月日、受渡 金額</p> <p>長期利付 国債（期 間十年の ものを除 く。）及 び中期利 付国債に ついては 、銘柄別 に募入決 定日が明 確になる よう作成 するにと す。</p>
一 払込日から募入決定後三週間	<p>六 クロス取引（取引所有価証券 市場において成立した直近の価 格で売買を成立させる取引）に ついては適宜その旨を表示する こと。</p> <p>七 公共債売買日記帳等を作成し ている場合は銘柄別に募入決定 日を付記。取引報告書（控）と 兼用している場合は、銘柄及び 募入決定日を付記した紙片を綴 り込む等の方法により、募入決 定日を記録する。</p> <p>八 デイリーリング業務登録金融機 関は、長期利付国債（期間十年 のものを除く。）及び中期利付 国債について、全項目、記載は 不要。</p>
三 長期利付	
銘柄、買付単	<p>（新設）</p>
一 払込日から募入決定後三週間	<p>二 公共債売買日記帳等を作成し ている場合は銘柄別に募入決定 日を付記。取引報告書（控）と 兼用している場合は、銘柄及び 募入決定日を付記した紙片を綴 り込む等の方法により、募入決 定日を記録する。</p> <p>三 デイリーリング業務登録金融機 関は、長期利付国債（期間十年 のものを除く。）及び中期利付 国債について、全項目、記載は 不要。</p>

<p>四 投資信託 及び投資法 人に関する 法律施行令 第八条第二 号に掲げる 証券投資信 託及びこれ に類する外</p>	<p>国債（期間 十年のもの を除く。） 及び中期利 付国債の発 行に伴う買 付け及びそ の売付けの 状況等を銘 柄別に記載 した書類</p>	<p>顧客名、約定 年月日、銘柄 数量、単価 金額、受渡 年月日、借方 貸方、残高</p>	<p>価、買付数量 及び金額、募 入決定日、募 入決定後三週 間以内におい て売り付けた 額面金額及び 受渡金額、募 入決定後三週 間経過して投 資目的で所有 することとな った額面金額</p>	<p>顧客別に取引経過を記載する。</p>	<p>経過日までは、毎日（日別）の 売付額（合計額）を記載する。 二 デイリーリング業務登録金融機 関については、本書類の作成は 不要。</p>
<p>（新設）</p>	<p>国債（期間 十年のもの を除く。） 及び中期利 付国債の発 行に伴う買 付け及びそ の売付けの 状況等を銘 柄別に記載 した書類</p>	<p>（新設）</p>	<p>価、買付数量 及び金額、募 入決定日、募 入決定後三週 間以内におい て売り付けた 額面金額及び 受渡金額、募 入決定後三週 間経過して投 資目的で所有 することとな った額面金額</p>	<p>（新設）</p>	<p>経過日までは、毎日（日別）の 売付額（合計額）を記載する。 二 デイリーリング業務登録金融機 関については、本書類の作成は 不要。</p>

<p>国投資信託 の受益証券 に係る令第 十七條の三 第一号に掲 げる行為を 行う業務に 係る顧客別 に取引経過 を記載した 書類</p>		<p>一 一切の受渡有価証券について記載する。ただし、保護預り有価証券、登録国債、国債振替決済制度に係る国債、受渡時点において記号、番号が特定できない外国有価証券を除く。</p> <p>二 マイクロフィルムの使用をもつて記載に代えることができる。</p> <p>三 帳簿形式としては、伝票式のもの（入庫伝票、出庫伝票も可</p>
<p>五 受渡しを行つた国債証券等及び受益証券等の記号及び番号を記載する書類</p>	<p>受入年月日、受入先名、銘柄、数量又は額面、券面額、記号、番号、名義人、引渡年月日、引渡先名</p>	<p>一 保護預り有価証券、登録国債、国債振替決済制度に係る国債、受渡時点において記号、番号が特定できない外国有価証券を除く。</p> <p>二 マイクロフィルムの使用をもつて記載に代えることができる。</p> <p>三 入庫伝票、出庫伝票をもつて代用することも可能。</p>
<p>四 受渡しを行つた国債証券等及び受益証券等の記号及び番号を記載する書類</p>	<p>受入年月日、受入先名、銘柄、額面、記号、番号、引渡年月日、引渡先名</p>	<p>一 保護預り有価証券、登録国債、国債振替決済制度に係る国債、受渡時点において記号、番号が特定できない外国有価証券を除く。</p> <p>二 マイクロフィルムの使用をもつて記載に代えることができる。</p> <p>三 入庫伝票、出庫伝票をもつて代用することも可能。</p>

	<p>能)を日付順につづり込んでおく方式をとつても差し支えない</p>	<p>六 保護預りを依頼された国債証券等及び受益証券等の明細を記載する書類</p>	<p>預り年月日、顧客名、銘柄、口数又は券面の総額、券面額、記号、番号、名義人、引出年月日、引出事由、保管方法</p>
<p>一 顧客別に区分して作成する。 二 引出事由欄は顧客よりの返還請求、売却依頼等引出しの事由を具体的に判別できるよう記載する。 三 振替決済に係る顧客の口座の設定は、本書類に記載して行うものとする。有価証券を混蔵寄託方式で保護預りする場合は、混蔵寄託である旨を明確にするものとし、券面額、記号、番号の記載は不要。 四 保管方法欄には、受益証券等の振替決済制度又は国債の振替決済制度等に基づき保管している場合に、その旨を表示する(国債の振替決済に係る顧客管理簿との兼用も可能)。 五 券面額、記号、番号及び名義</p>	<p>一 顧客別に区分して作成する。 二 引出事由欄は顧客よりの返還請求、売却依頼等引出しの事由を具体的に判別できるよう記載する。 三 振替決済に係る顧客の口座の設定は、本書類に記載して行うものとする。有価証券を混蔵寄託方式で保護預りする場合は、混蔵寄託である旨を明確にするものとし、券面額、記号、番号の記載は不要。 四 保管方法欄には、受益証券等の振替決済制度又は国債の振替決済制度等に基づき保管している場合に、その旨を表示する(国債の振替決済に係る顧客管理簿との兼用も可能)。 五 券面額、記号、番号及び名義</p>		
	<p>一 顧客別に区分して作成する。 (新設)</p>	<p>五 保護預りを依頼された国債証券等及び受益証券等の明細を記載する書類</p>	<p>預り年月日、顧客名、銘柄、額面、券面額、記号、番号、引出年月日、保管方法</p>
<p>一 顧客別に区分して作成する。 (新設)</p>	<p>一 有価証券を混蔵寄託方式で保護預りする場合は、混蔵寄託である旨を明確にするものとし、券面額、記号、番号の記載は不要。 三 保管方法欄には、国債の振替決済制度等に基づき保管している場合に、その旨を表示する(国債の振替決済に係る顧客管理簿との兼用も可能)。 四 券面額、記号、番号は、マイ</p>		



人は、マイクロフィルムの使用  
をもって記載に代えることがで  
きる。

クロフィルムの使用をもって記  
載に代えることができる。